



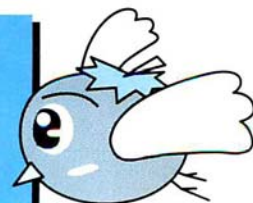
広報



9

月号

NO.517



2008

September



平成20年度やろまい夏まつり 盛大に開催される

(関連記事2・3ページ)

今月号のおもな内容 Contents

やろまい夏まつり 2~3
わたしたちのまちのNEWS ... 4
INFORMATION きそさき 4~7
生活のミニ情報 8~10
警察署コーナー 10
教育委員会だより 11~13

こんにちは保健師です 14~15
こども相談センターからのご案内... 15
ねんきん情報 16
今月のお知らせ等 17
保健衛生のコーナー 18

木曽岬町の人口と世帯数 8月20日現在

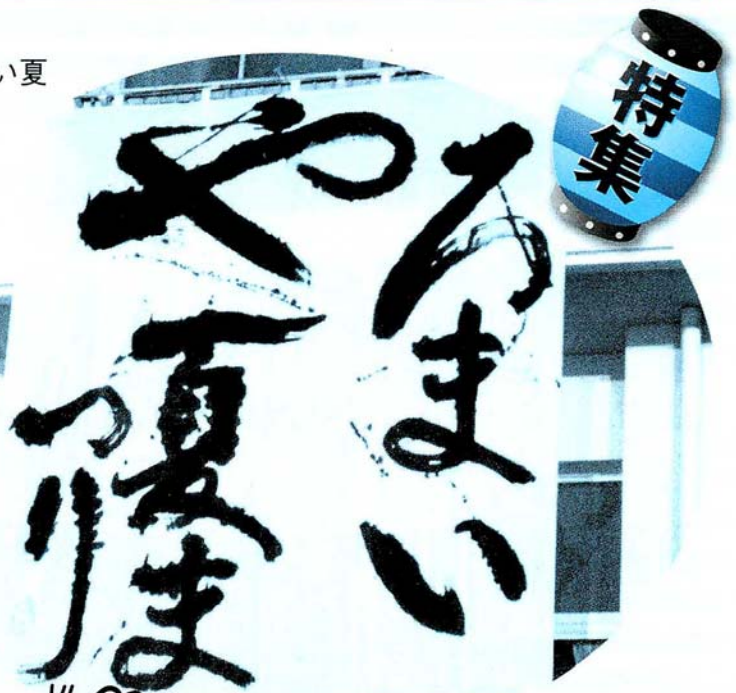
■人 口
6,934人(前月比-14)
男 3,495人(前月比-11)
女 3,439人(前月比-3)

■世帯数
2,299世帯(前月比-8)

8月2日(土)午後4時から小学校校庭で「やろまい夏まつり」が開催されました。幼稚園・保育園のちびっこからシニア輪踊りグループのメンバーなど、世代を超えて一緒になって踊り、まつりに華を添えました。また、屋台も例年以上に出店され、多くの家族連れで賑わいました。去年は天候不良のため途中で中止となり、参加者は不完全燃焼でしたが、今年は天候にも恵まれ最後まで熱気に包まれた夏まつりとなりました。

町のホームページ上でも夏まつりの写真集を掲載しておりますので、ご覧ください。

木曾岬町役場HP → 教育委員会へ
→ H20年度やろまい夏まつり写真集



木曽岬のあつ〜い夏がやってきた!





**ご寄附を
いただきました**

町内企業の福徳商事株式会社様より地域振興に役立てていただきたいと多額のご寄附を賜りました。このご意向に沿いまして、地域振興事業に活用させていただきます。

なお、8月11日に木曾岬町表彰条例に基づき、善行表彰を行いました。

ご寄附をいただきました企業の益々の発展を祈念し、紙面を持ってお礼とさせていただきます。ありがとうございます。



**中学生に税の役割、
租税教室を開催**

木曾岬中学校で7月2日、租税教室が開催されました。

これは、次世代を担う生徒たちに、税の意義や役割を正しく理解してもらおうと開いたもので、桑名税務署から講師を招いて行われました。

当日は中学3年生68人（羽場宏弥教諭）が参加し、クイズやビデオを使ってのわかりやすく丁寧な説明を受けて、生徒たちは熱心に聞き入っていました。

INFORMATION きそさき

**平成20年度
木曾岬町防災訓練の実施について**

今年も9月第1日曜日に「木曾岬町防災訓練」を実施することになりました。災害時に役立つ、実践的な訓練を予定しておりますので、自主防災組織、自治会の多くの方々及び消防団に参加していただきたいと思います。



◆ **目 的**

災害対策基本法、三重県地域防災計画、木曾岬町地域防災計画に基づき、予想される東海地震、東南海、南海地震に備えて、警戒宣言発令に伴う各種の事態を想定し、自主防災組織及び自治会（住民）が積極的に参加し、地域の実情に即した防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

◆ **実施日時**

平成20年9月7日（日）
午前9時～午前11時15分

◆ **実施場所**

自主防災組織…各自主防災倉庫設置場所
自 治 会…避難場所（役場前、南部幼稚園・保育園）

◆ **主要訓練項目**

自主防災組織（集合訓練、炊出し訓練、防災資機材活用方法確認訓練）
自 治 会（避難訓練、初期消火訓練、人工呼吸及び応急手当訓練）

◆ **問 合 先**

役場 総務課 ☎68-6100

障がいのある方を対象とした NHK放送受信料の免除基準が変わります

平成20年10月1日から免除基準が次のとおり変わります

【全額免除】

- 「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合に、全額免除となります。
- *従来の「身体障がい者」「重度の知的障がい者」から対象を拡大します。
- *生活状態の条件を「市町村民税非課税」に統一します。

【半額免除】

- 視覚・聴覚障がい者が世帯主の場合に、半額免除となります。
- *視覚・聴覚障がい者の免除基準の変更はありません。
- 重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主の場合に、半額免除となります。
- *従来の「重度のし体不自由者」から対象を拡大します。

【従来の免除基準と新しい免除基準（平成20年10月1日から）】

	全額免除 [障がい者を世帯構成員に有する場合]		半額免除 [障がい者が世帯主の場合]	
	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から	平成20年9月30日まで	平成20年10月1日から
身体障がい者	生活保護法による最低生活費の額に身体障害者特別加算額を加算した額の費用によって営まれる生活状態以下の世帯	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障がい者 ●重度のし体不自由者	●視覚・聴覚障がい者（変更なし） ●重度の身体障がい者（内部機能障害等を追加）
知的障がい者	重度の知的障がい者を構成員に有する世帯で、世帯構成員全員が市町村民税非課税	世帯構成員全員が市町村民税非課税（重度以外も対象）	適用外	重度の知的障がい者
精神障がい者	適用外	世帯構成員全員が市町村民税非課税	適用外	重度の精神障がい者

【問合先】 役場 福祉健康課 ☎68-6104

9月10日は
“世界自殺予防デー”

9月10日から9月16日までの1週間は“自殺予防週間”です。
毎年、3万人を超える人が自ら命を絶っている現実が続いています。
いのちの大切さについて考えてみよう。

こころの健康相談(無料)のご案内

身近に相談できる場です。専門医が相談をお受けします。
これまで、たくさんの方に気軽にご利用いただいています。

- 日 時／平成20年9月24日(水) 9:30～11:30
- 場 所／木曾岬町保健センター

*相談は、予約制となっております（一人30分ほど）。
プライバシーは必ず守ります。

*ご希望の方は、福祉健康課（☎68-6119）保健師までご連絡ください。

誰もがこころの健康を損なう可能性のある現代社会
思いやりを持ってお互いにこころを支えあいましょう！

木曾岬町食生活改善推進協議会 からお知らせ

食生活改善推進協議会による一般料理講習会を下記のとおり行いますので、料理に興味がある方はぜひご参加ください。



- ◆日 時／10月14日(火)
9時30分～
- ◆場 所／保健センター
- ◆内 容／食塩や脂肪を控えた料理
- ◆持 ち 物／お米 0.5合・エプロン・三角巾・布巾
- ◆参 加 費／500円
- ◆募集人数／先着20名
- ◆託 児／生後10ヶ月以上7名まで
オムツ、ミルク持参のこと
託児時間…9時30分～11時30分
(食事はありません)
- ◆申 込 先／10月3日までに役場 福祉健康課(☎68-6104)管理栄養士までお申し込みください。

NHKジュニアサッカー教室 のご案内

町制施行20周年記念事業として、NHK津放送局と共催で近隣サッカー少年団員を対象としたサッカー教室を開催します。

観覧は自由ですので、皆さま、ぜひご来場ください。

- 講 師／小島 伸幸氏
(JFAアンバサダー
NHKサッカー解説者)
- 日 時／平成20年9月21日(日)
午後1時～午後3時30分
- 場 所／木曾岬小学校校庭
(雨天の場合:木曾岬町体育館)
- 主 催／NHK津放送局
木曾岬町・木曾岬町教育委員会
- 問合先／役場 総務課
☎68-6100



講 師
こ じま のぶ ゆき
小島 伸幸氏



下水道へ接続 されていない方へ

町では、より良い環境で町民の皆さまに生活していただくため、皆さまのご協力により平成8年度にはすべての下水道の整備が完了しました。

町内では、ほとんどの方が下水道へ接続され、町は生活環境の向上に努めて参りましたが、未だ下水道へ接続されていない方がおみえになります。

町条例では、下水道の供用開始後3年以内に下水道へ接続するよう努めなければなりません。

つきましては、下水道へ未だ接続されていない方につきましては、早急に接続されますようお願いいたします。

なお、下水道の工事は町が指定する「木曾岬町下水道排水設備指定工事店」でないとできませんのでお気を付けください。

また、下水道へ接続する場合は加入届の提出等の手続きが必要となります。

ご不明な点がございましたら、役場 開発課 下水道係(☎68-6106)までお問い合わせください。

野外でのごみ等の焼却は 禁止されています

「隣の空き地でごみを燃やして、においがする。」「焼却炉で燃やして、煙が迷惑!」等の野外焼却(野焼き)に関する苦情が町には多く寄せられます。

ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されています。

家庭や事業所から出るごみの基準外焼却炉等を使用する焼却や野焼きは法律により一部の例外を除いて禁止されています。

ごみは定められた処理方法で適正に処理しましょう。



- 分別してごみ収集へ
- 可燃ごみ
- 不燃ごみ
- プラスチックごみ
- 粗大ごみ
- 資源ごみ

野焼きの例外は伝統的行事によるものなどで、具体的には、災害時の応急対策、火災予防訓練、しめ縄・門松などを焼く行事、焼き畑・あぜの草や下草の焼却、落ち葉たき、たき火などです。

※但し、生活習慣に影響を与えるものは禁止です。

※罰則規定(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第26条)
5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金(又はこの併科)が課せられます。

下水処理場からのお願い

9月10日は「下水道の日」です。

木曽岬町の下水道は町全体に普及し、毎日各世帯や事業所から排出されるし尿や雑排水の処理を5つの処理場で行っています。

下水道の施設は、汚水を集める下水管と集まった汚水を処理する処理場からできています。大部分は地下に埋められていますので詰まったときの修理は大変です。そして悪臭のもとになります。

また下水道に汚水以外のものを流すと下水管の損傷や処理場の機能が低下し、きれいな水に処理できなかったり、修理に多額の費用がかかります。

下水道の施設は私たちみんなの財産です。次のことに充分注意して大切に利用してください。

なお、処理場の見学を行いたい方は、役場開発課までお気軽にお問い合わせください。(開発課 ☎68-6106)

雨水は流さないで

町の下水道は汚水のみを処理する施設です。雨水は絶対に流さないでください。



アルコールやガソリン、シンナーなどの危険物は流さないで

揮発性の高い危険物は下水管の中で爆発を起こしたり、ポンプ施設での火災の原因となります。



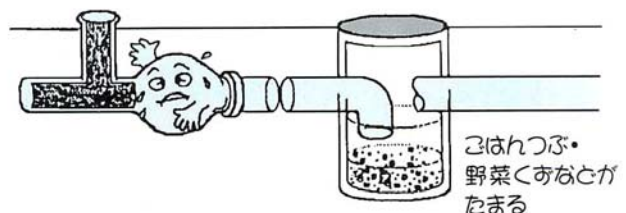
台所では

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油等の廃食油を流さないでください。(宅地内の排水管が詰まり、悪臭を発生したり、下水処理場の機能が低下し、きれいな水に処理できなくなります。)
※廃食油は、毎月第4日曜日の資源ゴミ回収日にお出しください。



集水桝や排水管の点検を

集水桝や管などにゴミがたまると流れが悪くなるほか、悪臭の原因にもなります。ときどき点検、清掃に心がけてください。



洗濯場、風呂、洗面所では

洗濯等では、出来るだけリンを含まない洗剤を使用してください。(リンを含む洗剤は多量に流すと、処理場にて処理することができなくなります。)



水洗便所では

トイレトーパー以外の紙、異物を流さないでください。(ティッシュペーパー、新聞紙、紙おむつ、生理用品など水に溶けないものを流すと管が詰まる原因となります。)



中継ポンプのパトランプが点灯しているときは役場まで連絡を

町内には汚水をポンプで送水する中継ポンプが64箇所あります。このポンプは故障するとパトランプが点灯し、異常を知らせるようになっていますので、点灯にお気づきの場合は役場開発課(☎68-6106)までご連絡ください。



「平成20年度後期 甲種防火管理新規講習」 開催のお知らせ

1 実施日時

平成20年10月2日(木)、3日(金)
の2日間

両日とも午前9時00分から
午後4時30分まで

2 実施場所

桑名市大字江場7番地

桑名市消防本部(2階研修室)

3 受講手続

受講希望者は、所定の「申込書」
に必要事項を記入捺印し、申し込
んでください。

4 受付場所

桑名市消防本部及び最寄りの消防
署(分署)で受け付けます。

5 受付期間

平成20年9月5日(金)から
9月26日(金)まで

6 定員

定員120人(定員になり次第、受付
締め切ります)

7 テキスト代

講習に必要なテキスト代として、
4,000円(当日集金)
受講料は無料です。

● 問合せ先

桑名市消防本部予防課予防係
☎0594-24-5279
又は、各分署まで

消防車写生会開催の お知らせ

桑名市消防本部では小学校低学年
幼稚園児(年長)を対象に、消防車
写生会を開催します。ぜひご参加く
ださい。

1 実施日時

平成20年11月1日(土)

午前8時45分から午前11時45分まで

2 実施場所

桑名市大字江場7番地

桑名市消防署裏広場

3 対象者

管内にお住まいの幼稚園年長以上
小学校3年生以下。

4 申込方法

参加希望者は、往復はがきに住所・
氏名・学校名・学年・電話番号を
記入して郵送してください。
(1枚につき1家族まで)

5 郵送場所

〒511-0836 桑名市大字江場7番地

桑名市消防本部予防課予防係

写生会担当まで

6 受付期間

平成20年9月8日(月)から
9月26日(金)まで
(当日消印有効)

7 定員

定員50人(応募者多数の場合は9
月30日公開抽選)

8 作品の展示

全作品を11月ごろ消防本部玄関、

マイカル桑名に展示

9 その他

画用紙は用意しますが、絵具等は
準備してください。
参加記念品があります。

● 問合せ先

桑名市消防本部予防課予防係
☎0594-24-5279

身体障がい者補助犬の育成・ 貸与希望者を募集します。

社団法人三重県身体障害者福祉連
合会では平成20年度身体障がい者補
助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の
育成・貸与希望者を募集しています。

● 貸与希望者

身体障がい者補助犬の給付の対象
となる者は、盲導犬にあつては身体
障害者福祉法施行規則に定める視覚
障害1級の、介助犬にあつては肢体
不自由1級又は2級の、聴導犬にあ
つては聴覚障害2級の身体障害者手
帳を所持する者で、次の各号に該当
する者及びその他知事が特に必要と
認めた者。

(1) 県内に過去1年以上居住し、今
後も相当期間にわたつて居住す
る見込みのある者。

(2) 18歳以上の者。

(3) 現に就労もしくは社会活動に参
加し公共の福祉に寄与し、又は
今後、就労等を行うことが確実

な者。

(4) 現に身体障害者更生援護施設等
に入所していない者。

(5) 居住する家屋の所有者、管理者
等の承諾を受けた者。

(6) 補助犬を適切に利用し、飼育が
できる者。

(7) 国家公安委員会が指定した盲導
犬訓練施設、介助犬訓練施設及
び聴導犬訓練施設において、補
助犬と合同訓練を受けることが
できる者。

● 問合せ先

社団法人 三重県身体障害者福祉
連合会
☎059-232-6803
FAX 059-231-7182

第45回「友愛のつどい」 (集団見合い)が開催されます

障がい者の社会参加促進と福祉向
上の一環として、結婚を希望する
方々同士の親睦と交流を深めるため、
第45回「友愛のつどい」(集団見合
い)を左記のとおり開催いたします。

● 主催

社団法人 三重県身体障害者福祉
連合会

● 後援

三重県

● 期 日

平成20年10月5日(日)

午前10時00分から午後3時00分

●会場

鈴鹿サーキットフラワーガーデン
ホテル

●対象

県内及び周辺の県に居住する未婚
の男女、障がい者を理解し結婚を
希望する人

●定員

40名(男性20名、女性20名) 先着
順とします。

●参加費

男性2,000円(付添者も同額)、
女性無料(付添者は2,000円)

●問合・申込先

社団法人 三重県身体障害者福祉
連合会

☎059-232-6803

FAX 059-231-7182

●締切

平成20年9月22日(月)

法務局桑名支局をよるつく

津地方法務局桑名支局は法務局の
業務に關することや寄せられた相談
の中から地域住民の皆さまに役立つ
事案について、Q&A方式で定期的
に情報を提供させていただきます。

〈離婚後、子どもの氏を変えるには〉

【問】私は夫と離婚の際、旧姓に戻り、
新しく戸籍を編製しています。
一方、小学生の子どもは私が引

き取って生活していますが、夫
の氏のまま、夫の戸籍に残って
います。私の氏と子どもの氏が
違うため、子どもも戸惑ってい
ますので、子どもの氏を私の氏
に変えて、私の戸籍に入りたい
と思っていますが、どのような
手続きが必要ですか。

【答】

父母が離婚して父と母の戸籍が
別々になっても、子どもは、父
母が婚姻していた当時の戸籍に
そのまま残ります。つまり、離
婚によって母が旧姓に戻り、新
しく戸籍を編製したからといっ
て、子どもの氏や戸籍には何ら
変更がありません。

ご質問のように、子どもの氏を
母の氏に変更したい場合には、
子どもの住所を管轄する家庭
裁判所に民法第791条第1項に基
づく子の氏変更の許可を得るた
め、申し立てをする必要があり
ます。その場合、子どもが15歳
未満のときには、法定代理人で
ある親権者(離婚の際に決定し
た父又は母)が子どもに変わっ
て申し立てを行うことになりま
す。

また、家庭裁判所の許可を得て
も、その許可を得たことによっ
て自動的に子どもがあなたの戸
籍に入ることはありません。
で、別途、父の戸籍にいる子ど
もを母であるあなたの戸籍に入

籍させるための「入籍届」を、
家庭裁判所の氏変更許可の審判
書謄本を添付して、母又は子の
本籍地、若しくは母子の所在地
の市町村役場に提出することが
必要です。

お問い合わせは、市町村の窓口、
又は津地方法務局桑名支局(☎05
94-32-5361)へ

労働者、事業主の皆さまへ

職場のトラブル解決、
労働局がサポートします。

個別労働紛争解決制度

職場でのいじめ・嫌がらせ、解雇、
労働条件引下げ等の労働トラブルお
悩みではありませんか? 職場のトラ
ブルについて、三重労働局では次の
解決援助制度を用意しています。
利用は無料で簡単、処理も短期間
です。お気軽にご相談ください。

①総合労働相談

②助言指導(相手方への民事判例等
のアドバイスによる自主解決の促
進)

③三重紛争調整委員会によるあつせ
ん(話合いの機会の設定)

詳細は三重労働局総務部企画室
☎059-226-2110にお問
い合わせください。

三重労働局ホームページ
(<http://www.mie.lpb.go.jp/>)も参
照ください。

10月1日から10月までは
「公正週間です」

大切な契約や遺言は公正役場で

お金を貸したり、不動産を売った
り、貸したりするときは契約書を作
ります。しかし、せっかく作成して
も、後になって、契約した覚えがな
いとか、内容がおかしいなどという
ことで、紛争が生じることが少なく
ありません。遺言書についても同じ
ようなことが起こります。

そこで、これらの書類は、「公正
証書」にしておきましょう。公正証
書には、法律によっていろいろな力
が認められており、また、紛失した
り、知らないうちに書き換えられた
りする心配もありません。

公正証書についての相談は、無料
です。また、その内容を他人に知ら
れることは、絶対ありません。
詳しいことは、次の公正役場へお
尋ねください。

▼四日市公証人合同役場

〒510-0061 四日市市朝日町1番9号
千賀ビル2階

☎059-353-3394

ご存知ですか!? 法テラス!

—身近な法的トラブルは

ぜひ「法テラス」へ—

法テラス(日本司法支援センター)は、総合法律支援法に基づき平成18年に設立された法人です。

法テラスでは、法的トラブルで困りの方々に法制度や相談窓口を紹介したり、経済的に余裕のない方には無料法律相談、裁判費用の立替等の援助等を主な業務として行っています。

何かお困りなことがあれば、まずは法テラスへお気軽にお問い合わせください。お問い合わせ先は次のとおりです。

▼法テラス三重

津市丸之内34-5 津中央ビル6F

☎050-3383-5470

受付時間

平日9時00分～17時00分

※どうぞ、お気軽にお問い合わせください!

「未来まで乗ってほしいよ」バス鉄道

9月20日は「バスの日」、10月14日は「鉄道の日」です。

公共交通を利用することによって交通事故や交通渋滞を減らしたり、自動車の排出ガスを減少させ自然環境を守ることができます。また、公共交通は利用者が少なければ廃止されることもあります。公共交通を将来に維持していくには1人ひとりができる利用方法を考え、実行する必要があります。未来の公共交通は皆さんの行動にかかっています。



■桑名警察署 ☎(0594)24-0110

■木曽岬駐在所 ☎65-3635

ミーボ君



警察署コーナー

9月11日は「警察安全相談の日」

犯罪や事件事故による被害の未然防止に関する相談や要望に応じています。

なお、最近重大事件に使用されます銃砲や刃物の所持等に関する相談等も受理しています。

警察へのご相談・ご要望は警察総合相談電話又は三重県警察本部や桑名警察署の警察安全相談室をご利用ください。

三重県警察本部警察安全相談室

警察総合相談電話

◆「知っていますか?

安心の 警察相談 #9110」

緊急の事件・事故以外の相談については、110番通報ではなく#9110番を利用してください。

◆警察安全相談電話

☎059-224-9110

受付は祝日を除く月～金 9:00～17:00

◆桑名警察署

☎0594-24-0110

秋の全国交通安全運動 9/21(日)～9/30(火)

過激派アジト発見にご協力ください

過激派の非公然活動家や指名手配被疑者等は、マンション・アパート等に潜伏しています。「変だな、おかしいな」と不審に思うことがありましたら、110番通報又は桑名警察署・最寄りの交番・駐在所・110番までご連絡ください。

町内 7月の交通事故

件数 19件 (86件)

死者数 0人 (0人)

負傷者数 1人 (20人)

()…平成20年累計



感情にまかせて怒ってしまうけど…

現在子育て中の皆さんは、ついついイライラして、感情の赴くままに怒ってしまうことはありませんか。買い物にいったとき、たくさん荷物をもっているにもかかわらず、幼い子どもが「だっこして!!」とせがみます。はじめは、「少し待ってね」と諭すように話すが、そのうち周りに多くの人がいるにもかかわらず泣き出してしまふと、怒りを押し殺してイライラが募ります。そして、車の中に入ると、堰を切ったように大声で子どもを怒鳴りつけます。子育て経験のある方なら、誰もこのような経験があるのではないのでしょうか。

朝日新聞社の発行するAERA(アエラ)7月14日号に、「ガミガミ育児脱したい」と題した記事が掲載されていました。そこには、感情的に怒ってしまい自己嫌悪に陥る親たちの苦悩とその対処経験とともに、京都大学霊長類研究所松沢哲郎所長の話も紹介されています。

松沢所長によると、チンパンジーは「見守る育児」をするということです。チンパンジーの母親は、子どもに対して声を荒げたりたたいたりしないそうです。それは、チンパンジーの教育は、教えずに見習う学習をさせる、というものだからだそうです。

- ①親や大人は手本を示す
- ②子はそれを見てまねる
- ③そうして自主的にかかわってくる子どもに対して、親や大人は寛容である

チンパンジーの叱らない子育ては教えない教育であり、それは手本を示す教育を意味するのだそうです。

私たち人間の子育てにも、何か示唆するものがあるように思いますが、いかがでしょうか。もちろん大声で怒ったり叱ったりすることがすべて悪いというわけではありません。子どもが悪いことをしたときには、きちんと目を見て、



感情的に怒るのではなく、しっかりと心の底から叱る必要があるです。そして、チンパンジーが教えてくれているように、「親の背中を見て育つ」とも言いますので、言葉だけではなく、態度で示していくことも大切です。子育てはとても大変です。マスコミ報道によると、先日バスジャックした中学生は、前日に父親から「死ね」などと言われたとされています。子育てに疲れてくることもあるでしょうが、どんなに疲れても、子どもの存在感を否定するような言葉は慎みたいと考えますが、いかがでしょうか。

第45回町民体育祭開催のお知らせ!

今年の町民体育祭は次の日程で開催します。
地区対抗種目のほかに一般参加種目もたくさん実施する予定ですので、積極的に参加していただき、みんなで楽しい体育祭にしましょう!
なお、地区対抗種目は各地区の区長を通じて募集させていただきます。
詳細は来月号の広報でお知らせします。

日時 10月19日(日) 午前8時30分 開会式
※雨天の場合は10月26日(日)
※入場行進参加者は午前8時集合

場所 木曾岬小学校校庭

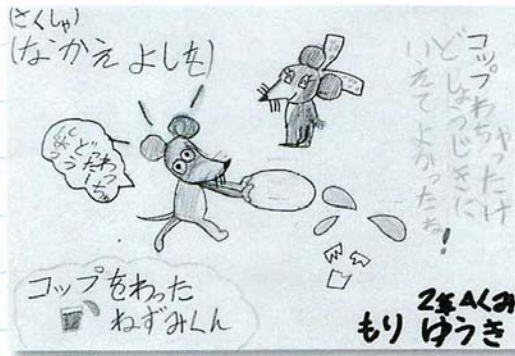


わたしの 一冊

をご紹介します!



1年●高井 一平さん



2年●森 優希さん



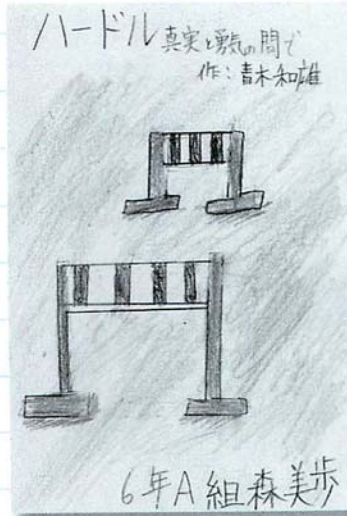
3年●西島 さやかさん



4年●浅井 良介さん



5年●高田 勝悟さん



6年●森 美歩さん



教育委員会では、子どもの読書活動推進に取り組んでいます。本年度より小中学校に司書を派遣し、現在それぞれの図書室を中心に読書環境の整備を行っています。また、北部公民館にも定期的に出向き、図書の整理など環境整備を中心に取り組みを進めています。

4月23日「子ども読書の日」を中心に、に、「わたしの一冊」「小中学生に今読んでほしいこの一冊」をテーマとした本の紹介を、絵や文ではがき大の用紙に書いていただく取り組みも行いました。そして、先月号では、一般の方々からの応募作品の一部をご紹介します。今月号では、小学生の作品の一部をご紹介します。

レスリングの 全国大会で準優勝!

7月25日(金)～27日(日)にかけて、東京の代々木第一体育館で「全国少年少女レスリング大会」が開催され、小学3年女子30kg級に花井瑛絵さん(源緑輪中)が出場し、準優勝しました。

昨年に続く連覇を目指し決勝戦に進出しましたが、相手は身長も高くリーチ差もかなりあり体格的に不利な状況の中、持ち味の組み手で食い下がり激戦を展開しましたが、惜しくも敗れてしまいました。

試合後、瑛絵さんは「この悔しさを忘れずに練習に励み、来年はリベンジしたいです。」と力強く語ってくれました。

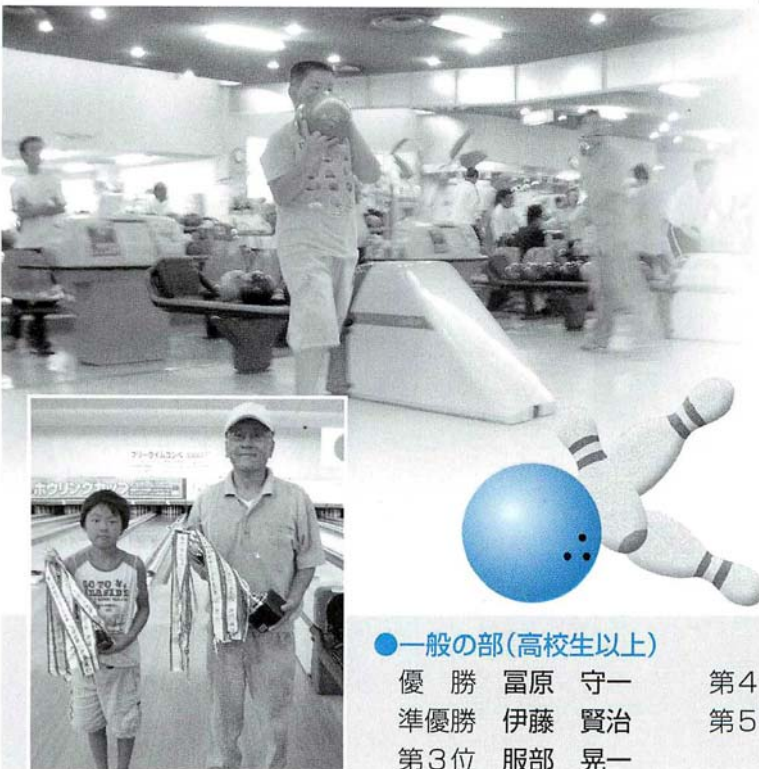




7月19日(土)、木曽岬町子ども会育成者連絡協議会主催の「子ども会夏まつり」が開催されました。

当日は天候に恵まれ、実行委員の子ども達が一生懸命に作った「お菓子のつかみ取り」、「ダーツ」、「スーパーボールすくい」、「ストラックアウト」等の楽しいゲームが小学校校庭で、また「ビンゴ大会」、「映画鑑賞会」が町体育館でそれぞれ催され、みんな大いに盛り上がり遊ぶことができました。

映画鑑賞会の際には、騒がしくて映画をみることができなかったという残念な声も聞かれましたが、夏休み初日の夜を飾るにふさわしい盛大なお祭りになりました。



第15回町内ボウリング大会” が開催されました!

7月27日(日)町体育協会主催による“第15回町内ボウリング大会”がシバタボウルを会場に行われました。

今年は一般部門56名、ジュニア部門14名の計70名の参加のもと行われ、小さなお子さんからシニアの方まで参加できる大会とあって、和気あいあいとした雰囲気、歓声や笑い声が絶えないひとときとなりました。

なお、試合結果につきましては次のとおりです。(敬称略)

●一般の部(高校生以上)

優勝 富原 守一
準優勝 伊藤 賢治
第3位 服部 晃一

第4位 白木 勝治
第5位 真鍋 修司

●ジュニアの部(中学生以下)

優勝 林 宗一郎
準優勝 真鍋 翔瑛
第3位 花木 浩美

今回は「結核」

について取り上げます。

こんにちは保健師です
◆保健師 / ☎68-6104

9月24日～9月30日は
結核予防週間です!!

結核を『昔の病気』だと思っている方はいませんか？

しかし、そうではありません！！

毎年約3万人の方が結核を発症しているのです。さらに、毎年2千人以上の方が結核によって、命を失っていることから、結核は日本で重大な「感染症」の一つと言えます。



〈結核は、決して他人事ではありません〉

◆結核への免疫が弱い若者の増加

若い世代は結核に対する免疫が弱いため、感染者から容易に感染してしまう傾向があります。

◆乳幼児は免疫機能が未熟

乳幼児は免疫力の働きが未熟なため感染しやすく、短期間で発病することがあります。

◆若い頃に感染した人が高齢者になって発病することも

老化などによる免疫力の低下が、若い頃に感染した結核菌を目覚めさせ、発病するケースが増えています。

◆結核への関心の薄れ

「結核は昔の病気」であると考え方が多いため、症状が出ても結核に気づかず、受診や治療が遅れてしまうことがあります。そのために、職場や学校などでの集団感染も問題となっています。

結核は人から人へと感染します

結核にかかっている方の咳やくしゃみに含まれる結核菌が空気中に浮遊し、それを吸い込むことによって感染します。

※結核菌に感染しても必ず発病するわけではありません。

感染しても免疫の働きによって、結核菌が抑えられ、発病しない方もいます。



初期症状はカゼにそっくり!!

咳や痰がでる、微熱が続く、食欲がなくなるなど、普通のカゼと見分けが付きません。咳が2週間以上続くようなら、結核を疑いましょう。その他にも、痰や

発熱などのかぜ症状が長引く場合も早めに医療機関を受診しましょう。



結核予防のポイント

●免疫低下を防ぐ！

※規則正しい生活と健康管理が免疫低下を防ぐカギとなります。

食事・睡眠・運動・ストレスなど、日々の生活を振り返ってみましょう。

●健診で早期発見！

※結核は早期発見が大切です。

定期的に健康診断を受け、胸部X線検査で結核の徴候がないかチェックしましょう。



●赤ちゃんはBCG接種を！

※抵抗力の弱い赤ちゃんが感染すると命にかかわることもあります。

生後3～6ヶ月の間にBCG接種を受けましょう。



結核を予防するということは、自分の身体だけでなく、家族や友人など周りの方の身体を守ることに繋がります。「もしかしたら…」と結核を疑ったら、医療機関で検査をしてもらうことが大切です。



「こども相談センター&子育て支援センター」は地域のさまざまな力をつなぎ、木曽岬町の親子を守る役割をします。気軽にご利用ください。

「木曽岬町こども相談センター&子育て支援センター」

- 場所(事務所)/保健センター事務室
- 電話/68-6119
- 時間/平日(月～金) 午前8:30～午後5:00
- 職員/保健師・保育士(常駐しています) 臨床心理士 北川 睦(毎週木曜日にいます)
- 業務内容/子育て支援・発達支援・虐待予防
- 事業内容/育児相談・子育てサロン・カウンセリング(予約制)・発達相談(予約制)等





ねんぎん情報

国民年金についてのお問い合わせは、いつでも役場住民課年金係までお気軽にご相談ください。

保険料は遅れずに納めましょう！

★国民年金は、老後やもしものときにあなたの大きな支えとなります。保険料の未納が続くと老後に年金を受け取ることができなくなるばかりか、納付が遅れることで、障害年金や遺族年金を受け取れない場合があります。保険料は遅れずに納めましょう。

国民年金保険料の納付が困難なときは、 未納のままにせず、必ず市町の国民年金窓口で手続きを！

納付が困難なときは 保険料免除制度

経済的な理由などで、保険料を納めるのが難しいときに利用できる制度で、申請が承認されると保険料納付の全額又は一部（4分の3、2分の1、4分の1）が免除されます。

保険料免除は、本人と配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下であれば承認されます。

30歳未満の方は 若年者納付猶予制度

本人が30歳未満であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定額以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

学生の方は 学生納付特例制度

本人が学生であるときに限って利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。

学生納付特例は、本人の前年所得が一定額以下であれば、配偶者や世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

※手続きは毎年必要です。

保険料免除などが承認された期間は

1. 保険料免除など承認期間中の障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合でも、一定の基準を満たしていれば、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができます。
2. 老齢年金の受給には原則25年以上の保険料納付期間（受給資格期間）が必要ですが、保険料免除などの期間は、この資格期間に算入されます。
保険料免除などが承認された期間については、10年以内であれば、後から納付（追納）して満額の年金に近づけることができます。
3. 承認された期間の保険料について、電話や、訪問等による納付案内はありません。

広報きそさき

家庭でひき資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

17

教室・相談

すくすくひろば

■日 時 9月11日(木)、10月9日(木)
午前10時30分～11時30分
■集合時間 午前10時～10時30分
■場所 保健センター
■対象 1歳6ヶ月から(全6回)
■持ち物 お子さん用コップ
出席カード(2回目から)

カンパニヤ 予約制

■日 時 9月11日(木)、9月18日(木)
9月25日(木)、10月2日(木)
10月9日(木)
■場所 保健センター
■内容 ことばや発達の支援、カ
ウンセリング
※希望者は、保健師まで

2歳児はみがき教室

■日 時 9月18日(木)
午後1時30分～3時頃
■受付時間 午後1時15分～1時30分
■場所 保健センター
■対象 H18年2月
H18年5月生の幼児
■持ち物 母子健康手帳、問診票
お子さん用コップ、タオル

※お子さん、保護者ともに汚れても良
い服装でお越しください。

集団フツ表塗り

■日 時 9月18日(木)
午後1時30分～2時30分
■場所 保健センター
■対象 H18年5・9・12月、
H19年1・5月生の幼児
■持ち物 母子健康手帳、問診票、
自己負担金500円

夜間健康相談 予約制

■場 所 9月19日(金)
午後7時～8時
保健センター
※希望者は、12日(金)までに保健師へ

のびのび指導室

■日 時 10月3日(金)
午前10時～11時
■場所 保健センター
■対象 H20年6・7月生の乳児
■持ち物 問診票、母子健康手帳、
予防接種予診票(3ヶ月
児以上、BCG未接種児)

育児相談 予約制

■日 時 10月3日(金)
午後1時30分～3時
■場所 保健センター
■対象 乳幼児、保護者
■持ち物 母子健康手帳
■内容 身体計測、育児・栄養な
どの個別相談
※希望者は、保健師まで

健 診

1歳半・3歳児健診

■日 時 10月2日(木)
午後1時30分～2時30分
■場所 保健センター
■対象 1歳半健診：H19年3・4月生の幼児
3歳児健診：H17年3・4月生の幼児
■持ち物 母子健康手帳、問診票
※3歳児は尿をご持参ください。

集団フツ表塗り

■日 時 10月2日(木)
午後1時30分～2時30分
■場所 保健センター
■対象 H18年6・7・10月、
H19年2・6・7月生の幼児
■持ち物 母子健康手帳、問診票、
自己負担金500円

がん検診

胃がん検診

■日 時 10月10日(金)
午前8時～10時
■場所 保健センター
■対象 検診申込書にて、申し込
みをされている方
※今年度、最後の胃がん検診となりま
す。申し込みされている方で、まだ
受診されていない方はお越しくださ
い。

予防接種

乳幼児ポリオ

■日 時 9月26日(金)
午後2時～3時
■場所 保健センター
■対象 3ヶ月児以上
■持ち物 母子健康手帳、問診票

9ヶ月個別予防接種

■日 時 9月26日(金)
午後2時～3時
■場所 保健センター
■対象 生後3ヶ月～6ヶ月までに

三種混合

■日 時 9月26日(金)
午後2時～3時
■場所 保健センター
■対象 生後3ヶ月～

MR(麻しん・風しん)

■日 時 12月24ヶ月までに
5歳～7歳未満で就学前の1
年間に
3期 中学1年生に相当する者
4期 高校3年生に相当する者
※体調の良いときに早めに計画し、受
けましょう。
※お問い合わせは保健センター内こ
ども相談センター(68-61119)へ

子育て相談専用電話

(土・日・祝日を除くAM8:30～PM5:00)

子育てに関する相談は

☎68-6119へ(6のハロー119番)

救急医療情報

地域救急医療情報センター

☎0594-23-1199

診療可能な病院を24時間体制で案内します。
医療機関の案内を受けたら診療の可否を病院へ確認し
て受診してください。

桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内)

☎0594-21-9916

●診療科目 内科・小児科
●診療日 日曜・祝日
●診療時間 午前9:30～12:00
午後1:00～4:00
●平日・土曜の夜間 午後8:00～10:00



子育てサロン

利用できる日

◆月曜日の午前・午後
◆火曜日～金曜日の午前

9月の子育てサロンのお休み

9月12日(金) 9月19日(金)
9月22日(月)の午後
土・日曜日および祝日

がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の
文字があった方は、医療機関で
必ず、早めに精密検査を
受けてください。



9月前半の行事予定
9月1日(月) 乳がん・子宮がん検診
4日(木) すこやか指導室
歯つびい指導室
5日(金) 育児相談(予約制)
8日(月) 健康相談
栄養相談(予約制)
※詳細は前月号又は、町行事健康カレンダーを
ご覧ください。

代表・夜間・休日電話 68-8111
平日夜間17:15～翌日8:30/土・日・祝祭日・年末年始
総務課 68-6100 企画調整課 68-6101
税務課 68-6102 住民課 68-6103
福祉健康課 68-6104 産業環境課 68-6105
開発課 68-6106 出納室 68-6107
議会事務局 68-6108 教育委員会 68-1617

